



様式第2号

令和4年 9月 2日

坂戸市議会議長 様

会派名 さかど新政会
代表者名 飯田 恵

実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和4年8月5日（金）午前9時58分～午後3時40分

2 参加者氏名

猪俣直行	飯田 恵		

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 午前の部：消防行政の広域化について 午後の部：効果的な予算・決算の審議手法を考える

4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会（午前の部）実施報告

1 日 時 令和4年8月5日（金）午前9時58分～午前11時32分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「消防行政の広域化について」

(1) 埼玉県消防広域化推進計画について

埼玉県危機管理防災部消防課 主幹 鹿嶋 信也 氏

(2) 消防行政の広域化に係る先進事例の紹介

消防広域化推進アドバイザー 静岡市消防局 大石 光 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。

説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 埼玉県消防広域化推進計画について

ア 消防の広域化のこれまでの経緯について

小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため平成7年に広域化を推進することとなった。当時は全931本部のうち管轄人口10万人未満の消防本部が623本部で全本部数に占める割合は66.9%であり、平成18年6月に「消防組織法の一部を改正する法律」が公布・施行され、「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け、平成18年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が告示され、推進期限を平成25年3月31日とした。

イ 消防の広域化について

消防組織法に基づき、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有しており、その消防事務を処理するため、消防本部、消防署又は消防団の全部又は一部を設けなければならないとされている。

現在の消防体制は、大別して消防本部及び消防署が設置されている市町村（消防常備市町村）と消防団のみが設置されている町村（消防非常備町村）がある。

埼玉県はすべて消防常備市町村である。

令和3年4月1日現在、全1719市町村に対して消防常備市町村が1690市町村、消防非常備町村が29町村となっている。

消防本部の設置方法としては、市町村単独での設置、一部事務組合もしくは広域連合による設置又は事務委託がある。

(2) 消防行政の広域化に係る先進事例の紹介

ア 静岡市消防局における消防広域化等の経緯について

平成15年4月静岡市と清水市が合併し新静岡市が誕生。

平成17年4月全国14番目の政令指定都市が誕生、同時に組織機構改正を行い市長部局から防災部門を統合し静岡市消防防災局と名称変更した。

平成20年3月静岡県消防救急広域化推進計画策定、静岡県を3消防本部とする。

平成20年11月静岡市と由比町が合併し新静岡市誕生、これに伴い庵原地区消防組合が解散、旧蒲原町及び旧由比町は静岡市消防局の管轄区域となった。

平成22年2月静岡県中部圏域消防救急広域化連絡会議において、静岡地域3市2町の枠組みにより、静岡市への委託方式で平成28年4月より広域化することで合意された。

平成28年4月静岡地域3市2町を管轄とする新「静岡市消防局」が誕生した。

イ 消防広域化の歩み（取り組み）について

平成21年度、静岡県消防救急広域化推進計画の中部1圏域（案）に対し、静岡市として圏域内の首長に対し、消防広域化の方式については静岡市への事務委託方式とする。広域化の期日については、消防救急無線のデジタル化と整合を図り平成28年4月1日とする。原則として委託市町の広域化前の消防に掛かる経費を上回らないよう調整する、など提案を行った結果、2市2町（島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町）が賛同し広域化に向けた検討を行うこととなった。

平成22年度、静岡地域消防救急広域化運営協議会設立準備会を設置。

平成23年度、静岡地域広域消防運営計画策定指針を策定。

平成24年度、広域消防運営計画策定指針を策定後、静岡地域消防救急広域化運営協議会設立準備会から静岡地域消防救急運営協議会に移行し、広域消防運営計画の策定に向けた具体的な検討を行うこととなった。

平成25年度、静岡地域広域消防運営計画を策定。

平成26年度、指針及び運営計画を基に、事務委託に向けた具体的な協議及び調整。

平成28年4月1日、消防広域化の実現。

(3) 質疑応答

問 広域化で、静岡市消防局の管轄が静岡地域3市2町となったが、藤枝市と焼津市が加わらなかった理由は何か。

答 平地でコンパクトにまとまっており、効率的な消防行政を運営していることから費用の面で難色もあったのではないか。広域化で大きくなることへのメリットがなく足踏みされたと思う。

問 埼玉県消防広域化推進計画では、県内7ブロックをめざすとしている。高機能消

防指令センターの共同運用の計画を、ブロックを越えて進めていくと県の計画とブロックが異なってくるのだが問題はあるか。

答 計画では、政令市レベルの規模という形で7ブロックに分けているが、指令の共同運用についてブロックを越えて行うことにはたっては、県も支援していく。

5 感想・所見

- (1) 埼玉県消防広域化推進計画について
- (2) 消防行政の広域化に係る先進事例の紹介

消防は、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があるが、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合がある。これを克服するためには市町村の消防の広域化により行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制を強化することが極めて大事である。

坂戸市議会議員研修会（午後の部）実施報告

1 日 時 令和4年8月5日（金）午後1時28分～午後3時40分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「効果的な予算・決算の審議手法を考える」

（株）地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明及び主な質疑は次のとおりである。

（1）予算の意義・目的

- ・意義 地方公共団体の一定期間（会計年度）における収入支出の見積をいう
- ・目的 地方公共団体の行政を計画的・効率的かつ民主的に推進していくため、
住民の負担等によって確保された財源を住民の意見を反映させつつ、
どのように支出していくかということを明らかにしたもの

（2）予算審議にかかる規定

- ・予算提出権—長のみ有する
- ・予算議決権—議会が有する
- ・予算修正権—減額修正には制約はない
増額修正には制約がある

（3）予算審議における留意点

- ①本議会で審査する
- ②主たる委員会に付託し、関係委員会と連合審査会を開き審査する
- ③予算特別委員会を設置・付託し各常任委員会を分科会として審査する
- ④予算常任委員会を設置・付託し各常任委員会を分科会として審査する
- ⑤各常任委員会に分割委託して審査する

（4）予算委員会と正副議長の取り扱い

地方自治法上、委員会に議長・副議長が就任することを禁止する明文はない。

また、標準委員会条例でも禁止規則はない。しかし、議長・副議長は中立・公平の立場でも議事運営を円滑につかさどることが求められていることから、委員として案件に対し、可否を表明することは、中立公平性を害する恐れがある。

(5) 予算を伴う議案の提出にあたっての留意点

議員が設けた予算を伴うこととなる議案を提出するにあたっては、長とは異なり、地方自治法第222条第1項の規定は適応されないので、特段の措置は必要としない。しかし、予算を伴う議案が議会で可決されても、長は当該議案を執行するための予算措置をしなければいけない法的な義務はないことに注意しなくてはならない。

(6) 決算審議にあたっての意義

執行機関による予算の執行状態を事務的に監視するとともに、翌年度以降の予算案に関する審議を行うための参考となる情報や判断材料を得る。

(7) 決算の認定の考え方

- ・意義 議会が決算の内容を審議し、予算の執行が適法、かつ適正に行われたことを地方公共団体の意思として確認する行為。
- ・効果 執行機関に対して、過去における予算執行に関する政治的・徳義的な責任を解除するにとどまり、法令に違反する経費の支出等の違法性を阻却し、法的な責任を解除するものではない。
- ・不認定 地方公共団体の意思としての収支の確定がなかったこととなる。しかし、決算の効力に影響はない。

(8) 行政評価（事業評価）

行政評価とは、非財務数値も加えた説明責任の果たし方を体系化し、さらにそれを行政経営の手法に展開したものという。

(9) 監査委員会の一般質問、又は、決算に対する質疑の是非

監査委員は、職務上知りえた秘密にかかる事項を除いて質問・質疑を行うことは可能である。（「秘密」は、一般職及び特別職公務員に課せられている守秘義務における「秘密」と同意義である。）

5 感想・所見

- ・所要時間を超過する程、内容の濃い2時間であった。100ページにも及ぶ資料をパワーポイントを使って、駆け足で説明されていたため、聞き逃した部分もあったかもしれない気がしているので、もう一度改めてお聞きしたい内容であった。
- ・人口10～20万人未満の本市議会においては、予算・決算審査常任委員会を設置しているが、152市中、28市しかないという点も驚きがあった。
- ・予算・決算への効果的な質疑手法も知ることができ、今定例議会（9月議会）に対する見方、着眼点など大いに参考になった。